

# 大磯町ホームページ広告掲載取扱要綱

平成 18 年 9 月 29 日

大磯町告示第 91 号

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、大磯町（以下「町」という。）がインターネット上に公開するホームページへの広告の掲載について、必要な事項を定めるものとする。

(広告の種類及び範囲)

第 2 条 ホームページに掲載する広告は、広告主の指定するホームページにリンクするバナー広告（以下「広告」という。）とし、広告主の事業内容及びリンク先のホームページが、次の各号のいずれにも該当しないものとする。

- (1) 法令等に違反するもの又はそのおそれがあるもの
- (2) 公の秩序又は善良な風俗に反するおそれがあるもの
- (3) 政治的活動又は宗教的活動に関するもの
- (4) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）の規定に該当する営業に係るもの又はこれに類する業種に関するもの
- (5) 意見広告及び名刺広告に類するもの
- (6) 人権を侵害するおそれのあるもの
- (7) 青少年の健全育成に反するおそれのあるもの
- (8) 誇大表示又は不当表示その他表現方法等が不適切なもの
- (9) 町が広告の対象となるものを推奨しているかのような誤解を与える表現のもの
- (10) 前各号に掲げるもののほか、町の信用及び信頼性を損なうおそれがあるなどの理由により、ホームページに掲載する広告として適当でないと町長が認めるもの

(広告掲載期間)

第 3 条 広告を掲載する期間は、1 か月を単位とし、連続して複数月にわたり掲載するときは、12 か月を限度とする。

2 前項の規定にかかわらず、広告掲載枠に空きがある場合は再掲載を妨げない。

(広告の掲載開始日等)

第 4 条 広告の掲載開始日は、月の初日とし、掲載終了日は、月の末日とする。

2 前項の規定にかかわらず、月の初日又は末日が大磯町の休日を定める条例（平成元年大磯町条例第 10 号）第 1 条に規定する町の休日に当たるときは、町の休日の翌日を掲載の開始日又は終了日とみなす。

3 広告の掲載期間内に、町の都合でホームページを閉鎖した場合は、その閉鎖時間に応じ、別表に定めるところにより掲載期間を延長する。

(広告の掲載位置)

第 5 条 広告を掲載する位置は、町が指定した位置とする。

(広告の規格)

第 6 条 広告の規格（1 枠）は、次のとおりとする。

- (1) 縦40ピクセル
- (2) 横150ピクセル
- (3) 容量 5KB以内
- (4) 画像形式 GIF (アニメーション可)、JPEG

2 GIFアニメーションを用いる場合は、閲覧者に不快感を与えないようにするため、次のとおりとする。

- (1) コントラストが強い画面の反転表示が継続するものは禁止する。
- (2) 画面の大部分の領域が切り替わるものは、切り替えの間隔を2秒以上とする。
- (3) その他画面が点滅するものは、点滅間隔を0.4秒以上とする。

(広告掲載料)

第7条 広告掲載料は、1枠当たり月額10,000円とする。

2 広告主が同一の広告を2か月以上掲載する場合は、2か月目からは1枠当たり月額5,000円とし、第3条第2項に基づく再掲載の場合も同様とする。

(広告掲載の募集)

第8条 広告掲載の募集は、町のホームページ等により行うものとする。

(広告掲載の申込み及び決定)

第9条 広告掲載の申込みをしようとするもの(以下「申込者」という。)は、大磯町ホームページ広告掲載申込書(第1号様式)に次に掲げる書類を添付して町長に提出しなければならない。

- (1) 会社案内、パンフレット等会社概要、事業内容、社歴等が分かる書類
- (2) 資格、免許等を必要とする業種については、資格又は免許証の写し等の書類

2 町は、前項の申込みがあったときは、その諾否を決定し、大磯町ホームページ広告掲載決定通知書(第2号様式)により申込者に通知する。

3 広告掲載後に広告画像またはリンク先アドレスを変更する場合は、新たな申込みが必要とし、再掲載とはみなさない。

(広告掲載料の納付)

第10条 広告主は、広告掲載を開始する日の10日前又は町が指定する期日までに、一括又は月毎に広告掲載料を支払わなければならない。

(広告原稿の作成及び提出)

第11条 広告原稿は、広告主の負担により作成し、広告掲載を開始する日の10日前又は町が指定する期日までに、電磁的記録媒体で提出するものとする。

(広告内容、デザイン等の協議)

第12条 広告の内容、デザイン及びリンク先については、町及び町のホームページの信頼性等を損なうことのないよう、町と事前に協議しなければならない。

(広告主の責任)

第13条 広告の内容等、掲載された広告に関する一切の責任は、広告主が負うものとし、直接的、間接的に生じたいかなる損害についても、町は賠償する責任を負わない。

2 広告主の責めに帰すべき理由により、町に損害を与えた場合は、その損害を賠償するものとする。

(広告掲載の取消し)

第14条 町は、広告主が次の各号のいずれかに該当する場合は、広告の掲載を取り消すことができる。

(1) 指定する期日までに広告掲載料を納付しなかったとき。

(2) 指定する期日までに原稿を提出しなかったとき。

(3) 広告主又は広告内容が第2条各号のいずれかに該当するにいたると判断したとき。

(広告掲載の取下げ)

第15条 広告主は、自己の都合により、広告掲載を取り下げることができるものとする。

2 前項の規定により広告掲載を取り下げるときは、広告主は、大磯町ホームページ広告掲載取下申出書(第3号様式)により町に申し出なければならない。広告主が取り下げた広告は、取下げ日に大磯町ホームページから削除するものとする。

(広告掲載料の還付)

第16条 町は、広告主が広告掲載料を納付した後に、広告を掲載しないこととした場合には、納付済みの広告掲載料を還付するものとし、その他の責任を一切負わない。

2 前項の規定により還付する広告掲載料は、町が広告を掲載しなかった期間に係る広告掲載料に相当する額とするが、その期間に1月未満の端数がある月についての還付は行わないものとする。

3 前項の規定により還付する広告掲載料には、利子を付さない。

4 広告掲載料の還付を受けようとする者は、大磯町ホームページ広告掲載料還付請求書(第4号様式)により町に請求するものとする。

5 前3項の規定は、第14条第3号の規定により取り消す場合及び第15条の規定により取り下げる場合に準用する。

(その他)

第17条 この要綱に定めのあるもののほか必要な事項については、町長が別に定める。

附 則

この告示は、平成18年10月1日から施行する。

附 則(平成22年8月11日告示第92号)

この告示は、公表の日から施行する。

附 則(平成25年3月28日大磯町告示第31号)

この告示は、平成25年4月1日から施行する。

別表（第4条関係）

閉鎖した時間	延長する日数
1時間以上24時間以内	1日
24時間を超えたとき	閉鎖した日数+1日